

健康保険・介護保険における 令和4年度の茨城支部被保険者への 影響について

＜健康保険・介護保険＞ 令和4年度の茨城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、被保険者の標準報酬月額平均である30万円で試算している。

○ 40歳以上65歳未満の被保険者（健康保険料+介護保険料）

	令和3年度	令和4年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.74%	9.77%	+0.03%	+ 90円（労使折半額）
介護保険	1.80%	1.64%	▲0.16%	▲480円（労使折半額）
合計	11.54%	11.41%	▲0.13%	▲390円（労使折半額）

○ 40歳未満65歳以上の被保険者（健康保険料）

	令和3年度	令和4年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.74%	9.77%	+0.03%	+90円（労使折半額）
介護保険	40歳未満	介護保険料なし		
	65歳以上	居住する自治体（市町村）ごとに算定する		